

# 令和7年4月1日以降、尾張旭市文化会館の利用料金が変わります

利用者の皆様には、御理解御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 1 尾張旭市以外に在住の方の利用料金の変更

### (1) 対象となる方

瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町に在住の方

### (2) 変更内容

#### ア 変更前

尾張旭市に在住の方と同じ利用料金

#### イ 変更後

市外料金として、通常料金の1.5倍の利用料金

※ 附属設備利用料金は変更ありません。

### (3) 変更のタイミング

令和7年4月1日以降の利用申請から

## 2 営利目的利用の判断基準の変更

令和7年4月1日以降の利用申請から営利目的利用の判断基準を下記のとおり変更します。営利目的で利用される場合は利用料金が通常料金の3倍になります。

利用申請の際に営利目的に該当するか確認するため、裏面のセルフチェックシートを記入していただきます。利用の前に一度ご確認ください。

### 【営利目的利用の判断基準】

- 1 観客、受講者等が支払う入場料等の徴収額が、2,000円を超過する場合
- 2 物品等の販売、買取等をする場合（有料相談会など役務の提供も含む）
- 3 不特定の入場者に対して、事業や商品、利益、投資等の説明会・勉強会を開催する場合
- 4 事業や商品の販売宣伝を目的として、会員募集や求人募集を行う場合
- 5 代表者または主宰者が講座や授業、レッスンなど施設を利用した活動で収益を得ている場合

※ 1については、令和7年4月1日以降の利用から適用します。